

[事案 2019-119] 新契約無効請求

・令和2年3月24日 和解成立

<事案の概要>

募集人等の誤説明等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月に乗合代理店を通じて契約した外貨建積立利率変動型終身保険2件について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

- (1) ファイナンシャルプランナーから、住宅ローンの繰り上げ返済資金を保険に回して積み立て、15年後にまとめて返済した方が、効率が良いとの誤った説明を受けた。
- (2) 募集人から、諸費用の控除及び為替リスク、為替手数料についての説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に、住宅ローンの繰り上げ返済対策を説明したのは、募集代理店に所属していないファイナンシャルプランナーであり、その説明内容如何により本契約の有効性は左右されない。
- (2) 諸費用の控除及び為替リスク、為替手数料については、重要事項冊子（契約概要・注意喚起情報）を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、ファイナンシャルプランナーの説明内容をもって、本契約を取り消す根拠にはならず、また、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、住宅ローンの繰り上げ返済を主な目的として本契約に加入したことが認められ、募集人も申立人の意向を認識していたことから、本契約が住宅ローンの繰り上げ返済対策になるかについて分かりやすく説明すべきであったが、募集人は、この点の説明をしていない。そうすると、意向確認等書類が作成されているものの、意向把握義務の履行が、必ずしも適切になされていたかどうかは疑問が残る。
- (2) 募集人がこの点について説明をしていれば、申立人には本契約に加入せずに毎年の繰り上げ返済をするという選択もあり、本件紛争を回避できた可能性が高かったといえる。